

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査によると、夫婦同姓と夫婦別姓のいずれかを選べる選択的夫婦別姓制度の導入について、賛成または容認すると答えた国民は66.9%と、反対の29.3%を大きく上回ることが明らかになりました。

しかし、現行の民法は、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることを規定しています。このため、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴うとともに、一部の資格証では旧姓の使用が認められないため、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ない人が生じるなどの問題が出ています。

政府は、旧姓の通称使用の拡大に向けた取組を進めていますが、ダブルネームを使い分ける負担の増大や個人識別の誤りのリスクのほか、管理コストを増大させる等の問題も指摘されています。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消することにはならず、根本的な解決策にはなりません。

また、少子・高齢化による一人っ子同士の結婚や高齢での結婚、子連れ再婚が増え、改姓を望まないと考える人や、現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっています。

こうした状況から、国連の女性差別撤廃委員会は、我が国に対し、女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう、再三にわたり民法の改正を勧告しています。

さらに、最高裁において、平成27年12月に引き続き、令和3年6月にも夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の姓に関する制度の在り方については国会で論ぜられ判断されるべきであると指摘されたところですが、依然として国会での議論は進んでいません。

よって、国会及び政府は、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月27日

枚方市議会議長 有山正信

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

法務大臣

男女共同参画担当大臣